

## 富山県と富山県トヨタグループとの新たなモビリティサービスの創出・普及に向けた連携に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と富山県トヨタグループ（トヨタモビリティ富山株式会社、トヨタカローラ富山株式会社、ネットトヨタ富山株式会社、株式会社トヨタレンタリース富山、トヨタL&F富山株式会社及びトヨタモビリティパーツ株式会社富山支社。以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密に連携・協力し、富山県における持続可能な地域公共交通の実現に資する新たなモビリティサービスの創出・普及を図るため、双方の資源を有効に活用した協働を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、地域公共交通に係る次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) MaaS（Mobility as a Service）の推進に関すること。
  - (2) 自動運転技術の活用に関すること。
  - (3) AI等を活用した効率的なモビリティサービスに関すること。
  - (4) その他デジタル技術や新技術等を活用した新たなモビリティサービスの創出・普及に関すること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

### （期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施により知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。  
2 甲及び乙は、この協定が終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

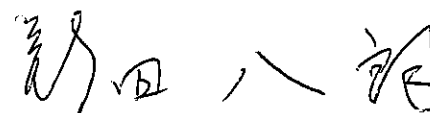
### （疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

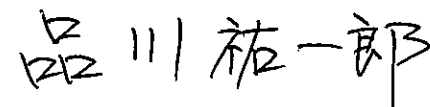
この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月14日

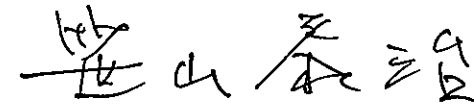
甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事



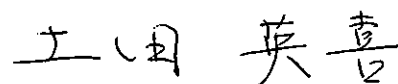
乙 富山県富山市千歳町二丁目5番26号  
トヨタモビリティ富山株式会社  
代表取締役社長



富山県富山市新庄本町三丁目3番33号  
ネットトヨタ富山株式会社  
代表取締役社長



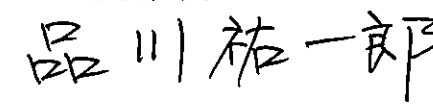
富山県富山市千歳町二丁目5番26号  
トヨタL&F富山株式会社  
代表取締役社長



富山県富山市綾田町三丁目12番26号  
トヨタカローラ富山株式会社  
代表取締役社長



富山県富山市千歳町二丁目5番26号  
株式会社トヨタレンタリース富山  
代表取締役社長



富山県富山市城川原三丁目1番18号  
トヨタモビリティパーツ株式会社富山支社  
支社長

